

令和8年度「首都圏の女性等を対象とした移住促進事業」委託業務仕様書

本仕様書は、岡山県（以下、「県」という）が実施する令和8年度「首都圏の女性等を対象とした移住促進事業」委託業務に係る受注者の選定に関して、本業務の概要や仕様を明らかにし、本業務に応募しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

令和8年度「首都圏の女性等を対象とした移住促進事業」委託業務

2 目的

近年、首都圏において、40代以下の若年層や女性の移住相談件数が増加しており、県の移住相談窓口やイベントにおいても女性が増加しつつある一方で、若年女性の県外転出が高い水準で推移している。こうした時流を捉え、ファミリー層と女性をターゲットに絞った情報発信の強化を行う。

ターゲット層に情報を届けるため、メディアと連携し、県内で活躍する女性先輩移住者が一堂に会したイベントを首都圏で開催する。女性先輩移住者との交流等の実施を通して、自分らしく輝く多様な女性のロールモデルに接する機会をつくることにより、潜在的なUターン志向層も含め、移住を視野に入れたライフデザインを描くきっかけづくりを行い、本県への移住を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託費の上限

3,166,900円（消費税及び地方消費税の額287,900円）

5 業務内容

本業務の目的を達成するために、下記の業務を県及び事業関係者と十分協議の上、協働して実施するものとする。

(1) 「首都圏の女性等を対象とした移住促進イベント」の開催

ア 「首都圏の女性等を対象とした移住促進イベント」の内容

ターゲット	・首都圏在住の女性（ファミリー層含む） ・地方での生活・ライフスタイルに興味がある方、移住を考え始めている方
実施内容	・ターゲット層に合わせた効果的なイベントを提案し、実施すること。 ・提案内容には、次の事項は必ず盛り込むとともに、若年女性を惹きつけ、参加を促す工夫をすること。

	<p>① 女性先輩移住者との交流イベントの企画</p> <p>女性先輩移住者は6名程度を想定しており、県が選定する。女性先輩移住者が自身の移住体験談や移住後のライフスタイル、ワークスタイルを来場者へアピールできる内容とすること。併せて、女性先輩移住者と来場者の交流を活発化し、繋がりを深められるような会場づくりやタイムスケジュールとすること。</p> <p>※令和7年度の実施内容：トークセッションや座談会、ワークショップ、物販 など</p> <p>※女性先輩移住者(例)：古民家を改修したお店の経営者や県産品を使った商品販売をする経営者、県内企業へ就職した移住者 など</p> <p>②本イベントの効果的な名称の提案</p>
開催日時	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時及び実施回数を提案すること。 ・イベント時間は3～4時間程度とし、会場設営・撤収時間を十分に確保すること。 ・開催候補時期：令和8年10月下旬～12月上旬
開催場所	<ul style="list-style-type: none"> ・会場は、受託者が借り上げること。 ・東京都内に所在する店舗又はイベントスペース等を想定。 ※東京都以外でも、首都圏で他に有効と思われる会場があれば可。 ・会場は、当該事業の目的や規模に応じて、適切な会場を設定すること。複数回開催する場合、その回ごとに会場を提案すること。なお、同じ会場を使用することは差し支えない。 ・飲食を行う場合は、保健所等への届け出等、必要な手続は受託者が行うこと。また、その経費は委託費に含めること。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・リアル開催方式を必須とする。 ・イベントの様子についてWeb配信等を実施することは差し支えない。
回数、参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・会場参加者数は、60名以上（実人数）を目標とすること。 ・ただし、ターゲットに合わせて個別に開催した方が効果的なイベントとなるなど、上記よりも小規模の方が適切であると判断する場合、その理由も添えて提案することも可能とするが、その場合、必ず複数回実施することとし、総参加者数は上記人数以上を目標とすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの内容や開催日、開催回数等は、契約締結後、県と協議の上、決定するものとする。

イ イベントの運営

- ①イベントの運営に当たり、会場設営・撤収、受付（事前申込受付及び名簿管理が必要な場合は、これらを含む。）、来場者の誘導等を円滑に行うために必要なスタッフを配置すること。トラブルが発生した際に状況に応じて適宜対応できる体制を構築すること。

- ②当日の進行や人員配置、各種図面、緊急連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、発注者や県、スタッフ、ゲスト等と情報共有を図ること。
- ③イベント出展者（女性先輩移住者）との連絡調整については、県と連携しながら受注者が実施すること。
- ④イベントにおいて、来場者の参加費については、原則無料とするが、イベントの内容によっては、来場者から材料費の負担を求めることも可能とする。

(2) 広報活動

上記、「首都圏の女性等を対象とした移住促進イベント」の実施に合わせて、より効果的かつ効率的な手法を選定し、広報を実施すること。

ア メディアとの連携

ターゲット層に情報を届けるため、女性向け雑誌等への掲載を必須とする。次の留意事項を踏まえながら、広報を実施すること。

【留意事項】

ターゲット	・上記イベントのターゲット層と同様とする。
広報媒体	・雑誌・フリーペーパー等、ターゲット層への訴求力が高い出版物を原則とするが、同等の効果が見込まれる場合には、Web サイト等への掲載等のみの提案も可能とする。ただし、閲覧数等、同等の効果が見込める根拠を合わせた提案を行うこと。
広報内容	・イベントに出展する女性先輩移住者の移住体験談や移住後のライフスタイル、ワークスタイルを紹介する記事を企画・制作し、雑誌誌面等に掲載すること。(必須) ・記事を制作するため、直接取材を行うこと。(必須) ※取材する女性先輩移住者の人数やページ数、文字数の指定はしないが、提案書にイメージとともに明記すること。
広報時期	・目的を達成するために効果的な掲載時期を提案すること。

イ イベントの参加者募集の広報

次の留意事項を踏まえながら広報を実施すること。

【留意事項】

ターゲット	・上記イベントのターゲット層と同様とする。
配信媒体	・ターゲットに効果的に訴求できる媒体を委託料の範囲で具体的に提案すること。参加者募集に係るデジタル広告は、県でも別途実施（配信費用は、約 30 万円を予定）するため、受託者による実施分と併せて効果的な広報となるよう、活用すべき媒体や配信エリア等の広告配信に係る条件について、提案すること。 ※想定する媒体：WEB サイト、Instagram、X(旧 Twitter)、Facebook、LINE、インフルエンサー活用 等

<p>広報資材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの告知及び参加者募集のチラシを作成すること。なお、チラシについては、印刷用データ(JPEG 及び PDF を想定)を納品すること。印刷の要否は、受託者における広報に応じて検討すること。 ・移住ポータルサイト、公式SNS (Facebook、Instagram)、SMOUT、デジタル広告等に掲載するバナー画像を作成すること。作成サイズは、正方形 (1080×1080px)、縦長 (1080×1350px)、横長 (1200×628px) の3種類とする。 ・デジタル広告等を活用した広告で使用するバナーを作成すること。バナーのデザインについては、ターゲット層への訴求力の高いものを提案すること。 <p>※県の移住ポータルサイト等のHPアドレスは、13 参照</p>
<p>広報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント参加者募集の広報を実施すること。事前に参加申込を受け付ける場合は、受付、名簿管理、申込者への連絡等、これに必要な業務も行うこと。 ・県の移住ポータルサイト、公式SNS (Facebook、Instagram)、SMOUTでの情報発信は、受託者が作成した広報資材を活用し、原則として県が行う。ただし、その他の媒体を含め、効果的な発信について提案・実施することは差し支えない。 ・また、移住を促進するため、本イベントの事後報告レポートや県での暮らしの魅力発信等を参加者以外にも広く行うこと。
<p>広報時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を達成するために効果的な広報時期を提案すること。 ・イベントを複数回開催する場合は、その都度広報を実施すること。なお、予算配分は最も効果的になるよう提案すること。

ウ その他

その他委託料の範囲で、目的を達成するために有効な広報活動があれば具体的に提案すること。

(3) 効果分析

ア 数値目標

本事業の効果測定のため、イベント来場者数を数値目標として設定するとともに、他の指標としてふさわしいものがあれば、併せて設定すること。

イ アンケート

- ①イベントの来場者に対して、アンケートを実施し、広報の効果やイベントの満足度等について分析を行うこと。アンケート項目は、県と協議の上決定すること。
- ②アンケートはイベント開催ごとにとりまとめの上、内容を集約、分析したレポートとともに提出すること。

(4) 独自提案

上記(1)～(3)の他、本事業の目的を達成するために効果的な提案も差し支えない。
なお、当該業務に係る経費も全て委託料に含むものとし、提案に際しては、企画・実施内容、実施期間、効果等を具体的に記載すること。

6 業務実施体制

- (1) 本業務を確実に実施・履行する組織体制（業務従事の体系図・責任者・役割分担等）及び連絡体制を示すこと。
- (2) 本業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、十分な経験と技術力及び調整能力を有する総括責任者を1名配置するとともに、業務内容を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に処理できる進行責任者を1名配置すること。
- (3) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、スケジュールや企画内容等を協議するほか、進捗確認や報告を適宜行うとともに、必要に応じて県と直接協議（少なくとも3回は対面での協議を実施する）を行うこと。
- (4) 本業務を実施する上で生じた協議事項や県からの確認事項には誠実に対応すること。県からの再三の依頼にもかかわらず、誠実な対応が見込めない場合は、契約を解除することがある。

7 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、報償費、旅費、宿泊費（女性先輩移住者への謝金、旅費、宿泊費は含まない）、企画立案・開催に係る経費、会場費、広報費、取材費、消耗品費、備品購入費、調査・打合せ業務等に要する経費を含むこととする。その他事業に必要な経費については、県と協議の上決定するものとする。

8 県への報告

(1) 業務実施計画書

受託者は、契約締結後速やかに、任意の様式で業務実施計画書（実施内容、スケジュール等）を作成し、県の承認を得ること。変更が生じた際は、随時、変更業務計画書を提出すること。（電子データ可）

(2) 業務完了報告

受託者は、事業の取組状況や実施結果等について、任意の様式で業務完了報告書を作成し、県へ提出すること。（紙媒体2部、電子データ一式）

9 納品場所

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

E-mail : uij@pref.okayama.lg.jp

10 支払条件等

全ての業務が完了し、県の実施する全ての検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。ただし、受託者からの申し出により、本業務の遂行上必要があると認められるときは、岡山県財務規則等の法令に基づき、概算払いをすることができる。

11 業務の履行に関する措置

- (1) 本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、岡山県は受託者に対して、その理由を明示した書面等により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。
- (2) 受託者は、上記要求があった場合は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求があった日から10日以内に岡山県へ通知しなければならない。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
- (4) 災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。
- (5) 契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

12 契約に関する留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。また、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合は、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得たデータ等、全ての情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は本業務の実施にあたり、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）を遵守し、個人情報の保護については十分留意し、漏えい、滅失及びき損等を生じないこと。
- (5) 著作権等に関すること
 - ア 本業務により得られた成果は県に帰属するものとする。
 - イ 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこ

と。

ウ 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。

エ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

オ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(6) 本委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

(7) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。

13 県の移住ポータルサイト等（5（2）関係）

- ・ 移住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」

 - (<https://www.okayama-iju.jp/>)

- ・ Instagram

 - (https://www.instagram.com/okayama_heartcharge/)

- ・ SMOUT

 - (<https://smout.jp/>)

14 評価基準

	評価項目	配点
企画提案書	1 本業務の背景や課題、業務目的について十分に理解した提案内容となっているか。	10
	2 イベントの内容について ・ターゲット層に対するアプローチ方法及び内容に具体性があるか。 ・ターゲット層に合わせた来場者の確保が見込めるイベントが提案されているか。	25
	3 女性向け雑誌等への掲載について ・ターゲット層に合わせた広報媒体の選定がされているか。 ・記事のコンセプトが移住希望者を惹きつける魅力的な内容となっているか。 ・実施時期の設定は適切か。	15
	4 イベントの参加者募集の広報について ・クリエイティブデザインはターゲットに訴求できるものとなっているか。 ・来場者数を確保するための効果的な広報手段となっているか。	15
	5 効果検証について ・本事業の成果を測定・検証するのに効果的な指標及び検証方法が提案されているか。	10
	6 独自提案について ・独自提案がある場合、本事業の目的を達成するために効果的なものであるか。	10
	7 業務履行能力 ・組織体制は本事業を適正かつ確実に履行することが可能か。 ・人員は本業務履行に係る知識と経験を有し、必要な人数が配置されているか。 ・当該事業と類似の事業実績はあるか。	10
見積書	8 見積書の内容は妥当であるか	5
合計		100